

法学部

問 1

トクヴィルは、共和制における貴族的要素がアメリカでは専門法曹であり、それが「多数の専制」を孕む民主主義への対抗力として社会の均衡を保っていると考えた。陪審制は専門法曹と民主主義の結びつきを制度化したもので、自由をもたらす混合政体としての「共和制」の縮図だ。裁判官が「多数の専制」への制動となり、陪審はすべての階級に法的思考力を浸透させる媒介としてそれへの抵抗力となるように啓蒙されていると指摘した。

法学部

問 2

民主主義的統治の強化には「能動的人民」の質と量を高めるほかないので、裁判員制度による人民の啓蒙が期待される。裁判員として刑事法廷での役割を果たすことが人民への教育過程となり、「多数の専制」に対して「少数者の権利」を確立する過程となる。裁判員制度は、「自己意識の権利」に根拠づけられて「少数者の権利」を「多数者の支配」に結びつける媒介の役割を果たし、日本の民主主義の質を高める「政治制度」となりうる。

法学部

問3 (その1)

近時、日本では大量殺傷事件で死刑判決が相次ぐ中、先日、京都アニメーション放火殺人事件でも一審の死刑判決が出た。結果の重大性は私も否定しないが、裁判員たちは、父親からの体罰や仕事を奪われたことなど、被告人の生い立ちなどに触れたはずだ。

犯行に至る道筋をどう見つめ、責任能力や量刑の判断にどう反映させるかは、犯罪を減らすためだけでなく、この国の政策を「少数者の権利」を視野に入れたものにするためにも不可欠な課題だ。というのも、今の日本には「闇バイト」でしのぐ若者や「引きこもり」状態の人々がいる。現政権は「人への投資」を謳い学び直しや職業訓練によるスキルアップ支援などを打ち出すが、そこからも取り残された少数者を視野に入れずに、市民の多くがその政策に賛意を示すなら、それは「多数の専制」に陥っている。

様々な境遇を抱えた被告人の刑事事件について、責任のほとんどを被告人に負わせてよいか、それとも社会も応分な責任を負うべきではないか。それを判断する場としての刑事裁判で、裁判官・検察官・弁護人が、民主主義を多数の専制にとどめず、自由と結合させる専門法曹の貴族制的機能を発揮しえているのだろうか。また被告人は控訴したが、それは単に極刑だからではなく、判決が当事者としての「自己意識の権利」に合致しえず信頼に値しなかったからではないか。裁判員制度は「能動的人民」を教育する過程として十分に成熟しきれていないようだ。

法学部

問3 (その2)

旧植民地の人々が戦時中の群馬県で過酷な労働に従事させられ犠牲になったことを悼んで、県下の公園に市民が追悼碑を設置したが、碑の前が政治的な意見が衝突する場となり静穏な公園の利用が妨げられたとして、その碑を撤去するかどうかは裁判で争われ市民側が敗訴し、碑は県の行政代執行によって撤去された。ここでは、朝鮮人犠牲者を追悼したいという市民の意思、つまり表現の自由を行使する「少数者の権利」が碑の撤去によって踏みにじられたと言えよう。

この事例は、公共の場にあるこの種の建造物が政治的な意見の違いから紛争の種になるとして、今後も各地で撤去されるかもしれないという懸念を生じさせる。こうした事態が進行するのを防ぐには、重大な刑事事件の裁判にだけ導入されている裁判員制度を民事や行政の裁判にも導入して「能動的人民」を育成する必要がある。少数者の権利を守ろうとする能動的人民が一般市民の中に出現しなくてはならないのだ。碑の撤去は、碑を設立した人たちの権利が侵害されたということだけを意味するのではない。その権利侵害を放置しないで、直接に関わりのない一般市民がその問題を自己の意思表示にも関わるものとして対応することが、自己を能動的人民に鍛えていく道なのだろう。それを放置するのは、他のさまざまな政治的意見の表明を抑圧することにも繋がるのであって、それは「多数の専制」だろう。

法学部

問3 (その3)

今日の日本の民主主義においては、それを担う「能動的人民」がいかにして「少数者の権利」を守るかが問われていることに関して、私は政府が学術会議の会員に6名の学者を任命しなかった問題に現れていると考える。

裁判員制度だけが「能動的人民」を育成するものではない。大学の教員も「能動的人民」を育成する主体たりうる。学術会議は、政府から独立して職務を行う「特別の機関」として制度的に独立性を保障されている。これは、真に学術的な観点に立った見解を提示する上で非常に重要な要素だとされている。任命拒否されたある教授は、「共謀罪」の構成要件を改めて「テロ等準備罪」を新設する法案をめぐる、「広く市民の内心が捜査と処罰の対象となり、市民生活の自由と安全が危機にさらされる戦後最悪の治安立法となる」と問題点を提示した。また別の教授は、アメリカ軍普天間基地の名護市辺野古への移設をめぐる、沖縄防衛局が取った手続きを批判する声明を出している。

これらは、「職業政治家の統治」による「多数の専制」に異を唱え、「少数者の保護」をはかり、「能動的人民」を育てるものだ。政府は、6名を任命しないことによって学者の権威という「貴族制的要素」を否定し、学者が「能動的人民」を育てることを嫌ったのだ。政府は、学術会議の貴族制的要素は排除しなければならず民意を背景にしているのは自分たちだという意識があるからこそ押し切ったのだ。